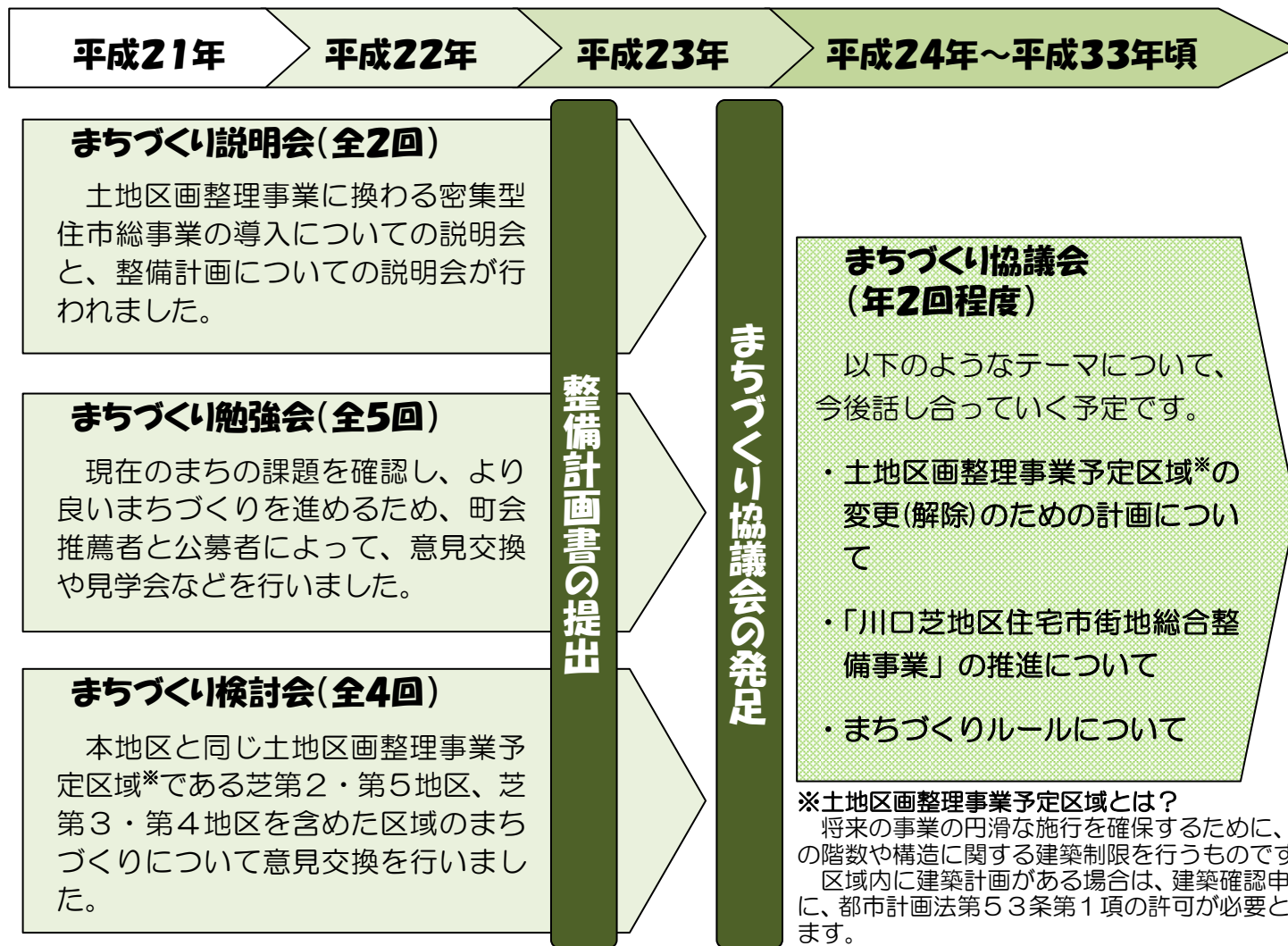


## これまでの経過と今後の予定です！



### まちづくり協議会(年2回程度)

以下のようなテーマについて、今後話し合っていく予定です。

- ・土地区画整理事業予定区域\*の変更(解除)のための計画について
- ・「川口芝地区住宅市街地総合整備事業」の推進について
- ・まちづくりルールについて

※土地区画整理事業予定区域とは？  
将来の事業の円滑な施行を確保するために、建物の階数や構造に関する建築制限を行うものです。区域内に建築計画がある場合は、建築確認申請前に、都市計画法第53条第1項の許可が必要となります。

## 事務所を開設しました！

旧芝園小学校に市街地整備室を開設しました。担当職員が常駐していますので、まちづくりに関するご意見や地域の情報などがあれば、お気軽にお訪ねください。

住所：〒333-0853 川口市芝園町3-17

※鉄骨の外階段を上った3階が事務所になります。移動手段が階段のみとなります。また、駐車場はございません。ご注意ください。よろしくお願いいたします。

### ●現地案内図



## 問合せ先

川口市 都市整備部 市街地整備室 担当：宗像、新井、岩間、鈴木  
TEL：048-264-5321（直通） FAX：048-264-5322

# 芝富士地区まちづくり協議会ニュース

# 1

発行日：平成23年10月  
発行：芝富士地区まちづくり協議会  
(事務局)川口市都市整備部市街地整備室  
編集協力：(株)首都圏総合計画研究所

## 芝富士地区まちづくり協議会が発足しました！！

土地区画整理事業を予定しておりました芝東第2（芝富士）地区では、平成21年8月のまちづくり説明会以降、町会推薦や公募の方によるまちづくり勉強会などで、今後のまちづくりについて検討を進めてきました。その内容を踏まえ、川口市は今年5月に土地区画整理事業に換わる整備計画（2・3ページ参照）を策定しました。これを受け整備計画の実現に向けた、誰もが安心して快適に住み続けられるまちを目指して、市と協働してまちづくりに取り組む地元の会合を発足するため、この9月13日に発起人会が開催され、協議会の設立が承認されました。

今後、このまちづくり協議会ニュースを通して、協議会の活動などをお伝えしていきます。



▲当日の様子

### 発起人会 及び 設立会

- 日時 平成23年9月13日(火) 19時～20時
- 場所 芝富士公民館
- 出席者 14名
- 次第
  1. 開会
  2. これまでの取り組みと協議会の活動について
  3. 会則の検討及び会長・副会長の選出
  4. 今後のスケジュール
  5. 閉会

### 芝富士地区まちづくり協議会員

- 会長：平林 秋夫  
副会長：市原 光吉 式田 勤 平林 貞二  
会員：伊藤 一晃 斎川 栄造 野中 等  
岡野 秀夫 坂田 博 松島 孝明  
岸 延寿 武田 文男 和田 国善  
木村 道夫 中村 守  
黒須 正夫 長崎 登 ※敬称略、五十音順

### まちづくり協議会の発足にあたって

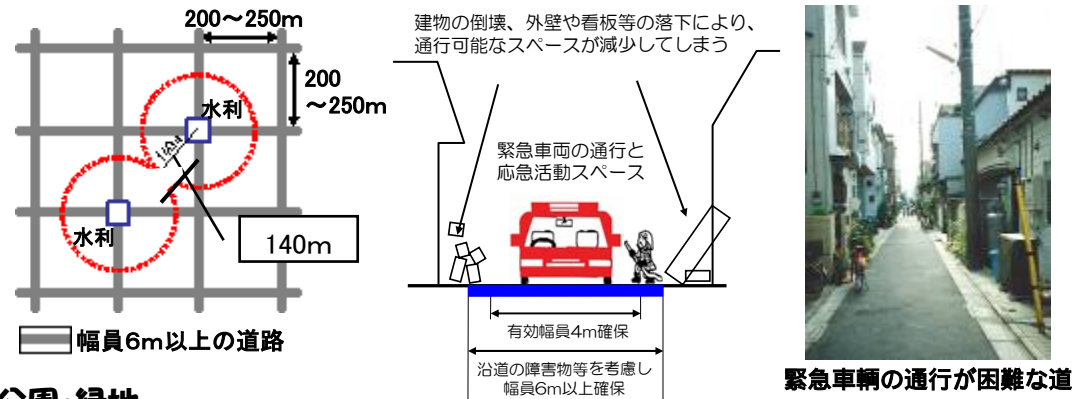
この度、芝富士地区まちづくり協議会の会長という重責を仰せつかりました平林です。去る九月十三日に町会、商店会等の皆様のご協力により「芝富士地区まちづくり協議会」が設立されました。本会の活動はこれからですが、会員一同、このまちが安全で安心して暮らせる、より良いまちにしていきたいという熱い想いをもって取り組んでまいります。まちづくり協議会は、地域の皆さん自から自分たちのまちについて話し合う場であり、地域の皆さんと一緒に良いまちづくりの実現を目指していきますので、どうぞ皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

芝富士地区まちづくり協議会  
会長 平林 秋夫

# 芝富士地区の整備計画の概要

## ①道路

- 消防活動困難区域の解消、延焼抑止帯の形成、消防活動や避難路及び生活の利便性の向上のために、東側市街地と幅員6m以上の道路でつながるように主要生活道路を配置します。そして、概ね200m以下の間隔で避難路に囲まれた街区の形成をめざします。
- 必要性の高い主要区画道路2号の整備を最優先とし、次いで主要区画道路4号、3号の整備を図ります。
- なお、主要区画道路1号、2-2号、2-3号、5-2号は、優先整備路線と調整の上、順次整備を図っていきます。



## ②公園・緑地

- 土地区画整理事業で一般的に求められる地区面積（24.1ha）の3%にあたる広さの公園・緑地の整備（7,200㎡）を図ります。このため、既にある公園（2,200㎡）に加えて約5,000㎡\*の公園の整備を図ります。
- \*今後整備を図る公園面積 7,200-2,200㎡=約5,000㎡
- 東西の通り抜けができない私道が多数あることを考慮して、公有地の活用や低利用地の買収等、公園や水路上の緑道の整備等により、2方向に避難できる通り抜け動線の確保を図っていきます。

今後整備を図る公園面積

5,000㎡

## ③緑道

- 日常の歩行の快適性向上や非常時の避難動線等を考慮して、水路（暗渠）を活用して緑道整備を図ります。



## ④まちなみの整備

- 主要区画道路5号の美装化や無電柱化等による景観整備を検討していきます。

## ⑤雨水貯留浸透

- 大雨時の冠水等の被害軽減のため、街路・道路整備や公園整備に併せて、雨水管や雨水貯留浸透施設の整備を図ります。



## 整備計画とは？

長期に渡って未着手の土地区画整理事業によるまちづくり手法を見直します。その第1ステップとして、防災などの面から必要とされる公共施設整備を段階的に図るための計画です。

今後は、事業計画を策定し、計画的に整備を進めていきます。



### 【凡例】

- 整備地区
- 重点整備地区
- 幹線道路
- 都市計画道路（計画線）
- 主要区画道路（最優先整備・優先整備路線、幅員8m）
- 主要区画道路（整備路線、幅員8m）
- 主要区画道路（整備済路線、幅員8m以上）
- 主要区画道路（整備路線、幅員6m）
- 主要区画道路（誘導整備・整備済路線、幅員6m）
- 公園（整備済み）
- 公園（この区域の中で新設を検討）
- 緑道
- 雨水貯留浸透施設（整備区域）